

令和7年2月

上天草市農業委員会会議録

令和7年2月13日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和7年2月13日

午前9時30分開会

上天草市役所大矢野庁舎2階庁議室

1. 議事日程

- | | | |
|-----|---|---|
| 日程第 | 1 | 開 会 |
| 日程第 | 2 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 | 3 | 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 4 | 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 5 | 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について |
| 日程第 | 6 | 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第 | 7 | 議案第5号 農業委員会委員の辞任の同意について |
| 日程第 | 8 | 報告第1号 農地形状変更届の受理について |
| 日程第 | 9 | 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約、
利用権設定合意解約について |

その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（9名）

会長	山口 勝喜	職務代理者	蓮田 治住	2番	松岡 健二郎	3番	水野 武晴
4番	磯田 清俊	5番	岩崎 國重	6番	吉本 均	7番	岩本 俊治
10番	濱崎 顯爾						

（事務局）

局長	小松野 洋己	主事	徳淵 麻子	主事	池林 真斗
----	--------	----	-------	----	-------

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（2名）

8番	源 義通	9番	松本 光義
----	------	----	-------

1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和7年2月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は9名の農業委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長(山口)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(山口)

本日は2月の総会となります。大変お忙しい中に出席いただきましてここに開催できますことを厚くお礼申し上げます。令和6年度の総会も今回を含めてあと2回となりました。どうか健康に留意され、日々の業務にあたってほしいと思います。

それでは、本日も慎重なご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(山口)

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。7番、岩本委員、10番、瀨崎委員、よろしくお願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長(山口)

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番についてですが、本案につきましては2番と関連しますので、一括して審議を行います。議案第1号1番と2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

次の案件2件は、1人の借受人が2人の農地所有者から農地を借受ける契約を更新することにあたっての許可申請2件であるため、併せて説明いたします。

議案第1号、番号1番です。議案は2ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△番△△△、地目は田、面積463㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北の方向、直線距離で約1.7kmの辺りに位置しております。

続けて番号2番について説明いたします。

申請地の物件表示は大矢野町上字□□□△△△△番△△△外2筆、地目は田及び畑、面積合計4,413㎡です。申請場所は図面1ページ①②、詳細は2～3ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北の方向、直線距離で約1.7kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が8,516㎡です。労働力は2、農機具等は1です。権利の種類は、使用貸借権の設定5年です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は徒歩5分～自動車で10分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるということです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギ・ジャガイモ等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（磯田）

4番、磯田が説明いたします。

昨日は雨の中、現地確認お疲れさまでございました。今回は使用貸借権設定の再設定ということで、まず1番のほうから説明します。画面を見ていただくとわかりますけれども、きれいに作付けされております。これは20年以上も前から借りてから作られているそうです。現在タマネギとジャガイモを作っておられました。今後もそういう予定だそうです。

2番については今、作付けされておられませんけれども、今後同じくジャガイモ、タマネギ等を作付けしたいとおっしゃっておられました。きれいに管理されておりますので、何ら問題もないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま議案第1号、1番と2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 (山口)

ご異議ございませんので、議案第1号、1番と2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 (徳渕)

議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページです。

申請人は大矢野町の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番△外18筆、地目は畑及び田、面積合計4万4,102㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は4～11ページのとおりで、〇〇〇〇〇から西の方向、直線距離で約1.7kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が6万7,956㎡です。労働力は4、農機具等は16です。権利の種類は、使用貸借権の設定10年です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から100m～4.4km程度であり、年間150日以上農作業に従事されるということです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とすることであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、牧草を栽培予定とすることであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長 (山口)

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員 (山口)

推進委員の山口が説明します。

ただいま事務局から説明がありましたように、農地法第3条による許可申請です。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、酪農を営んでおられます。田5、畑14、合計19筆のかなり大きな圃場でしたが、説明にあったように何ら問題ありませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (山口)

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたが、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 (山口)

ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第1号、番号4番です。議案は3ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番、地目は畑、面積540㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は12～13ページのとおりで、〇〇〇〇〇から西の方向、直線距離で約4.4kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が540㎡です。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自宅から50m程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギ、サツマイモ等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（二宮）

議案第1号の4番について、推進委員の二宮が説明します。

昨日は雨の中、現地確認お疲れさまでした。本件の場所は、□□の西側に位置しております。譲渡人はですね、令和5年に相続により取得されましたが、相続前から耕作は行われていませんでした。私がまわっていたときは非常に雑木とか雑草がいっぱい生い茂っていましたが、きのうの現地確認の際はきれいに切っておりまして、耕作の準備ができておりました。今後は、タマネギやサツマイモ等を栽培されるということです。畑が南向きですね、非常に日当たりも良く、イノシシもいないということで、良い作物ができるんじゃないかと思います。以上、審議をよろしくをお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたが、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、4番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）	議案第1号、番号5番です。議案は同じく3ページです。 申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町内野河内字□□□□△△△△番△外4筆、地目は田、合計面積4,929㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は14～18ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約14.7kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が5,459㎡です。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。 続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。 全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。通作距離は自宅から500m程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、米を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われ。説明は以上です。
議長（山口）	ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。
推進委員（小幡）	議案第1号、5番について、推進委員の小幡が説明します。 きのうは会長はじめ、立会いしていただきまして、お疲れさまでした。この件については事務局から説明のあったとおりであります。高齢の父親から息子に贈与するということで、農地もきちんと管理されており、何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。
議長（山口）	ありがとうございました。ただいま5番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。 （異議なし の声あり）
議長（山口）	ご異議ございませんので、5番につきましては申請どおり承認することに決定します。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議長（山口）	続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番について事務局から説明をお願いします。
事務局（徳渕）	議案第2号、番号1番です。議案は5ページになります。

申請人は大矢野町の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△番△外1筆、地目は畑、合計面積1,002㎡です。申請場所は図面1ページ⑥詳細は19～20ページのとおりで、○○○○○から西の方向、約1.7mの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場で、事業資金は、土地購入費と土地整備費の合計が約△△△万円であり、資金計画では借入金がそれを上回っており、問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は不要、排水については、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は敷地南側の水路に排水することです。造成中の被害防除については、樹木を伐採し整地する程度の造成しか行わないため周囲への悪影響はなく、また完成後も万一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対応することです。

また、補足事項といたしまして、△番△につきましては、近隣の住宅建築会社が無断で駐車場に利用しており、現状が砂利敷きとなっておりますが、申請者の責ではなく、また転用には支障がないため、許可判断には問題がないと考えられます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（二宮）

議案第2号の1番について、推進委員の二宮が説明します。

本件の場所はですね、○○○郵便局の近くに位置しております。譲渡人は、相続により本件の物件を取得されましたが、横浜在住ということで長年耕作は行われておりません。今般ですね、宅地の両側に位置している畑を、宅地と一緒に取得されるということです。さっき事務局からありましたように、△番△については、画面のとおり、現状は駐車場となっております。譲受人はですね、現在の使用地が手狭になったということで、今回重機関係とか資材の置場として使用されるということです。以上、審議をよろしくお願いいたします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたが、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第2号、番号2番です。議案は同じく5ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△番、地目は畑、面積342㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は21～22ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、約4.3kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的はキャンプ場で、資金計画については、土地購入費△△万円に対し、自己資金額が必要額を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しております。給排水計画については、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は北側の水路に排水します。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているため、ありません。また、補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（磯田）

4番、磯田が説明いたします。

元々は画面を見ていただくとわかりますとおり、左側の雑木が茂った状態になっていたそうです。非農地申請してもおかしくないぐらいの土地だったそうですけれども、伐採してキャンプ場ということできれいにされたそうですが、事務局からもありましたとおり、既に工事が完了しているため、始末書を提出していただいております。今後も続けていきたいと考えておられるそうですので、どうかご審議をお願いいたします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第2号、番号3番です。議案は同じく5ページです。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△

△△番△△、地目は田、面積690㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は23～24ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約0.9kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅兼店舗で、資金計画では、事業資金は、土地購入費と建築費等の合計が約△△△△万円であり、県からの補償金が必要額を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は上水道、排水については、生活排水、汚水は合併浄化槽にて処理後、既設の南側側溝へと排水し、雨水も同じく側溝へ排水します。造成中の被害防除については、大規模な造成工事は必要なく、また完成後も悪影響はないと考えられますが、万一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対応するとのことです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

5番（岩崎）

議案第2号の3番につきまして、5番、岩崎が説明いたします。

まず、事業の目的でございますが、熊本県が施工する国道266号地域連携推進改築工事のため立ち退きしなければならなくなり、新たに自宅及び店舗を建設する必要があったためとのことです。土地の選定理由につきましては、申請人は床屋さんをやられておりますが、現在の自宅及び事業所から近い場所で、今後の生活の利便性がよく、事業用地として立地も良く、土地所有者に売却の意思があったので申請地を選定されたそうです。申請地は左右ともに住宅が建っておりまして、境界もコンクリートブロックで仕切られています。道路横に側溝もあり、排水同意も取れております。ご審議よろしくをお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議長（山口）

続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画（案）について。事務局から説

明をお願いします。

事務局（池林）

議案第3号、農用地利用集積計画（案）について、議案は7ページになります。

今回の集積計画は、農地中間管理機構の特例事業を活用した所有権移転が1件となっております。土地の所在は、大矢野町登立字□□△△△△番、地目は田、面積1,954㎡です。今回の売買契約は、10月の総会で元の所有者から農業公社に所有権移転を行ったものを、今度は農業公社から受け手に所有権移転するものとなっております。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、議案第3号につきましては原案どおり承認することに決定します。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議長（山口）

続きまして、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）について。事務局から説明をお願いします。

事務局（池林）

議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）について、議案は9ページになります。

今回の促進計画は、新規の貸借が2件となっております。本計画における賃貸借の設定を受ける者は、耕作または養畜の事業に供すべき農業地の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められることから、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第5項各号に掲げる条件を満たしております。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ないようでございますので、議案第4号につきましては原案どおり承認することに決定します。

議案第 5 号 農業委員会委員の辞任の同意について

議長（山口）

続きまして、議案第 5 号、農業委員会委員の辞任の同意について。事務局から説明をお願いします。

事務局（小松野）

議案第 5 号について説明いたします。10 ページをお願いします。

農業委員会委員の 1 名から辞任届の提出がありましたので、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項、委員は正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。との規定に基づき農業委員会の同意を求めるものでございます。

松本委員は、昨年末から体調不良による入院のため、総会等への欠席が続いておりました。一時的に退院されましたが、今月からの本格的な治療に入ることを機に辞任を決意されたものでございます。

なお、農業委員会の同意が得られたあと、市長の同意をいただければ正式な辞任という運びとなります。説明は以上です。

議長（山口）

ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

それでは、議案第 5 号、農業委員会委員の辞任の同意について、同意することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。（「挙手をお願いします。農業委員だけで結構です。」と呼ぶ者あり）

（全員挙手）

議長（山口）

全員賛成でございます。議案第 5 号、農業委員会委員の辞任の同意につきましては、同意することに決定しました。

報告第 1 号 農地形状変更届の受理について

議長（山口）

続きまして、報告第 1 号、農地形状変更届の受理について。事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

報告第 1 号、番号 1 番について説明いたします。議案は 12 ページになります。

届出人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△番△、地目は田、面積2,192㎡のうち半分程度です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は25～26ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約2.6kmの辺りに位置しております。届出事由は、湿地帯であることから耕作放棄されていた同地の北側を、かさ上げして畑として利用するためとのことです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（平山）

推進委員平山が説明いたします。

先週現地確認に行きました。ご覧のとおり○○○○○の隣接する横の土地になります。申請人は庁舎の駐車場ででる廃土を利用して埋め立てられるということです。以上報告いたします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただ今説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ないようでございますので、報告第1号につきましては報告どおりいたします。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約、利用権設定合意解約について

議長（山口）

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約の解約並びに利用権設定の合意解約について。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

こちらにつきまして、議案書の報告番号等が誤っておりました。申し訳ございません。まず報告の第2号であり、また1ページ目の4番が、大矢野町中としてあるんですけども上、なおかつ、貸人と借人が逆になっておりました。大変申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

それでは報告第2号です。議案は13ページからになります。利用権設定されていた農地について解約が確認されたものです。今回の報告は11件、合計面積2万1,908㎡となっております。個別の詳細は議案のとおりです。契約期間満了によるものと、昨年7月総会以来皆様をお願いしております貸し手、借り手への聞き取り調査の結果、解約が発覚した案件をまとめております。以降も調査に

についてはご協力のほどお願いいたします。未着手の方は必ず取り組んでいただきますよう再度お願いいたします。説明は以上です。

議長（山口）

ただいま報告第2号の説明が終わりましたが、皆さん方からご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご質問などありませんので、報告第2号につきましては報告どおりといたします。

これをもちまして、本日の総会の議案審議を全て終了します。長時間にわたり誠にありがとうございました。

最後に事務局からの説明がありますので、よろしくお願い申し上げます。

（録音終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午後10時07分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年2月13日

上天草市農業委員会 会長

山口 勝喜

上天草市農業委員会 委員

岩本 俊治

上天草市農業委員会 委員

濱崎 顯爾